

# 「地域移行」部会作業チーム報告書

## 【作業チームのメンバー】

座長	大久保常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
副座長	三田 優子	大阪府立大学准教授
伊澤 雄一		特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会代表
岡部 耕典		早稲田大学准教授
小田島栄一		ピーブルファースト東久留米代表
河崎 建人		社団法人日本精神科病院協会副会長
清水 明彦		西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長
中原 強		財団法人日本知的障害者福祉協会会长
山本 真理		全国「精神病」者集団

## 1. 地域移行の支援、並びにその法定化

### (1) 「地域移行」とは何か

#### (結論 1)

「地域移行」のもつ意味は、単に住まいを施設や病院から移すことではなく、障害者個々人が市民として、自ら選んだ住まいに安心して、自分らしい暮らしを実現することである。

障害があっても本来、誰もが地域で暮らしを営む存在であり、一生を施設や病院で過ごすことは普通ではない。当然、すべての障害者が、障害の程度や状況、支援の量等に関わらず、地域で暮らす権利をもつ存在と捉え、地域移行の対象となる。

#### (結論 2)

「地域移行」の具体的場面は、住まいを施設や病院から地域に移すことのみではなく、家族との同居から独立し、自分の住まいを設けることも含み捉える必要がある。

### けつろん (結論 3)

ちいきいこう ちゅうしんかだい しょうがいしゃ ちいき せいかつ こんなん  
地域移行の中心課題は、障害者であるために地域で生活することを困難にしてしまう社会の資源・環境の不足の問題である。

### けつろん (結論 4)

じょうじ いりょうてき けあ ひつよう きょうどこうどうしようがい ちいき とらぶる  
常時の医療的ケアが必要、「強度行動障害」がある、地域でトラブルを  
おきこしがち等々の理由でこれまで「もっとも地域移行が困難」とされてきた  
じょうがい ひと ちいきいこう たいしようしゃ じょがい  
障害のある人たちを地域移行の対象者から除外してはならない。

### けつろん せつめい (結論 1－説明)

ちいきいこう しせつ びょういん す うつ  
地域移行とは、ただ施設や病院から住まいを移すということではない。  
しょうがいしゃ しみん しみん けんり ここじん じぶん す  
障害者も市民であるから、市民としての権利、すなわち個々人が自分の住みた  
じぶん えら じぶん く てんかい だいいっぽ ちいきいこう  
いところで、自分が選んだ自分の暮らしを展開することの第一歩が地域移行で  
しょうがい ほんらい だれ ちいき く いとな そんざい いっしょ  
ある。障害があっても本来、誰もが地域で暮らしを営む存在であり、一生を  
しせつ びょういん す ふつう しせつ びょういん にゅうしょしゃ  
施設や病院で過ごすことは普通ではない。施設や病院において、入所者・  
にゅういんしゃ りょう じこ けってい じこ せんたく さき けんりょうごし すて む ととの  
入院者が利用しやすい自己決定と自己選択を支える権利擁護システムが整  
えられていることが地域移行推進の条件である

### けつろん せつめい (結論 2－説明)

ざいたく かぞく かいごとう いぞん げんかい にゅうしょ  
これまでのように在宅での家族の介護等に依存し、限界となって入所・  
にゅういん いた なが た き かぞく いぞん ふたん かいほう ちいきいこう  
入院に至る流れを断ち切る、家族への依存(負担)からの解放もまた地域移行  
したが ちいき せいかつけいぞく こんなん にゅうしょ にゅういん いた  
である。従って、地域で生活継続が困難になって、入所・入院に至って  
ひと ちいき しえん しく つく ちいきいこう とく いちぶ  
しまう人を地域で支援できる仕組みを作ることは、地域移行の取り組みの一部である

ある

### けつろん せつめい (結論 3－説明 1)

しせつ びょういん ふひつよう はい さいにゅうしょ にゅういん とく  
施設や病院に不必要に入らない、また、再入所・入院しないための取り組  
ふく ちいきいこう そくしん ちいきいこう ちゅうしんかだい しょうがいしゃ  
みを含めて、地域移行の促進とする。地域移行の中心課題は、障害者である  
ちいき せいかつ つづ こんなん しゃかい しげん かんきょう  
ために地域で生活し続けることを困難にしてしまう社会の資源・環境の  
ふそく もんだい  
不足の問題である。

### けつろん せつめい (結論 3－説明 2)

しょうがいしゃ ちいきせいかつ おく うえ もと しゃかい しげん かんきょう ふくし  
障害者が地域生活を送る上で求められる社会の資源・環境は、福祉  
さー びす じゅうたくせいさく しょとくほしょう けんり まも しく  
サービスはもちろんのこと、住宅政策、所得保障、権利を守る仕組みなど  
ちいきいこう すいしん しょうがいしゃ ちいき ひと  
となる。また、地域移行の推進には、障害者であっても地域でその人らしく生

そんざい ちいき く けんり せいかつ しゅたいしゃ じゅうみん  
きる存 在（「地域で暮らす権利がある生活の主体者」）であることを、住 民が  
りかい と く おこな じゅうよう  
理解するための取り組みを行 うことが重 要である。

#### （結 論 4－説 明）

ちいきいこう こんなん ひと しみん みずか えら  
「もっとも地域移行が困難」とされてきた人たちが「市民として、自ら選ん  
す あんしん じぶん く じつけん しえん ひつよう  
だ住まいで安 心して、自分らしい暮らしを実 現する」ための支援が必 要であ  
けんりじょうやくだい じょう じりつせいかつ ひつよう ちいきしえん きょうちょう  
る。権利条約 第19条において自立生 活のために必 要な地域支援として強 調  
ぱーそなるあしすたんす たと じゅうどほうもんかいご ちてき  
されているパーソナルアシスタンスとして、例 えば、重 度訪 問介護の知的  
しようがいしゃ せいしんしようがいしゃ たいじょうかくだい かんが  
障 害 者 や 精 神 障 害 者 へ の 対 象 拡 大 が 考えられる。

#### （2）「特 定 の 生 活 様 式 を 義 務 づ け ら れ な い こ と」を 確 保 す る う え で の 課 題 と 地 域 移 行 の 法 定 化 に つ い て

##### （結 論 1）

とくてい せいかつようしき ぎ む かくほ かだい  
「特 定 の 生 活 様 式 を 義 務 づ け ら れ な い こ と」を 確 保 す る う え で 、 入 所 者 ・  
にゅういんしゃ す かくほ にゅうしょしゃ  
入 院 者 が 住 み た い と こ ろ を 選 ぶ 、 自 分 の 暮 ら し を 展 開 す る な ど 、 障 害 者  
ほんにん い し き ぼ う せんたく そんちゅう し えん し く せんたくし つ く  
本 人 の 意 志 や 希 望 、 選 択 が 尊 重 さ れ る 支 援 の 仕 組 み と 選 択 肢 を 作 る こ と が  
さ き きゅう ひ つ よ う  
早 急 に 必 要 で ある。

ちいき せいかつ しょ う が い し ゃ ど う よ う か ぞ く じ ょ う き ょ う し え ン ふ そ く  
こ こ は 地 域 で 生 活 す る 障 害 者 に つ い て も 同 様 で 、 家 族 の 状 況 や 支 援 不 足  
し ょ う が い し ゃ き ぼ う か ん き ょ う お お に ん ず う す と う か ん き ょ う  
か ら 障 害 者 が 希 望 し な い 環 境 に お か れ る こ ん や 、 大 人 数 の 住 ま い 等 の 環 境  
ふ く  
に お か れ て いる こ も 舌 ま れ る。

##### （結 論 2）

ちいきいこう すす しょ う が い し ゃ しょ う が い て い ど じ ょ う き ょ う か か ち い き  
地 域 移 行 を 進 め る た め に は 、 障 害 者 が 、 障 害 の 程 度 や 状 況 に 係 わ ら ず 地 域  
し ゃ か い く き ば ん せ い び さ い じ ゆ う よ う か だ い し せ つ に ゆ う し ょ て い い ん び ょ う い ん  
社 会 で 暮 ら す た め の 基 盤 整 備 が 最 重 要 課 題 で あ る 。 施 設 の 入 所 定 員 や 病 院  
び ょ う し ょ う す う げ ん ほ う い か ぜ ん て ィ  
の 病 床 数 の 減 を 法 定 化 は 、 そ れ を 前 提 と し た も の で な か ね ば な ら な い 。 そ う  
か ぞ く ふ あ ん ふ た ん し き け ン せ い こ ん 亂 ま ね  
で な い と 、 家 族 の 不 安 や 負 担 を 強 い る 危 険 性 と 混 亂 を 招 き か ね い こ と に な  
る。

じゅうよう ふくし さ 一 び す き ば ん せ い び す か く ほ せ つ き ょ く て き すす  
と り わ ケ 重 要 と な る 福 祉 サ ー ビ ス 基 盤 の 整 備 と 住 ま い の 確 保 を 積 極 的 に 進  
そ う ご う ふ く し ほ う か し う べ つ た と じ げ ン 里 っぽう  
め る た め に は 、 総 合 福 祉 法 （仮 称） と は 別 に 、 例 え ば 、 時 限 立 法 と し て 、  
し ょ う が い し ゃ ち い き い こ う そ く し ん き ば ん せ い び か ん ほ う 亂 せ い て い の ぞ  
「 障 害 者 の 地 域 移 行 を 促 進 す る た め の 基 盤 整 備 に 関 す る 法 律 」 の 制 定 が 望  
すく く に ち い き き ば ん せ い び せ ん 亂 り ゃく か し う さ く て い  
ま れ る 。 少 な く と も 、 国 と し て の 「 地 域 基 盤 整 備 ○ カ 年 戰 略 」 （仮 称） を 策 定  
ひ つ よ う か ん が す く く に ち い き き ば ん せ い び せ ん 亂 り ゃく か し う さ く て い  
す る 必 要 が あ る と 考 え る 。

### けつろん (結論 3)

総合福祉法(仮称)に盛り込む内容として、現行法の事業所指定における障害者支援施設への総量規制的なものは、一定の歯止めとして必要とされる。また、グループホーム等の指定事業所の設置促進にあたっては、地域住民との調整に対して、行政の一一定の責任を明文化する必要がある。

### けつろん (結論 1－説明)

本来は誰もが地域で暮らしを営む存在であり、障害者が一生を施設や病院で過ごすことは普通ではない。入所者・入院者が住みたいところを選ぶ、自分の暮らしを開拓するなど、障害者本人の意志や希望、選択が尊重される支援の仕組みと選択肢を作ることが早急に必要である。これは地域で生活する障害者についても同様で、家族の状況や支援不足から障害者が希望しない環境におかれることや、大人数の住まい等で普通の暮らしとは言えない環境におけることも含むものとする。

なお、権利条約19条の実現のためには、どこに暮らすか、誰とどう暮らすかなど、障害者本人が望む生活を実現するための権利擁護システムの整備が重要である。

### けつろん (結論 2－説明 1)

地域移行の促進にあたって、地方における地域基盤整備や財政等の格差とともに、国と地方の財政負担構造など課題があるなかで、単に、施設の入所定員や病院の病床数の減を法定化することは、家族の不安や負担を強いる危険性と混乱を招きかねない。

### けつろん (結論 2－説明 2)

地域移行の法定化は、地域移行に特化したものではなく、誰もが暮らせるための地域資源・支援システムが整備されることが前提である。時限立法などで、集中的に地域生活資源を整備することが有効である。

(3) 入所施設や病院からの地域移行に関する具体的な期限や数値目標、  
プログラムなどについて

## けつろん (結論 1)

たいしょ たいいん む ぐたいてき きげん すうちもくひょう にゅうしょしゃ  
退所・退院に向けた具体的な期限や数値目標は、それだけでは入所者・  
にゅういんしや かいてんど あげんしょまね きげん すうちもくひょう ちいき しげん  
入院者の回転ドア現象を招きかねない。期限や数値目標は、地域での資源  
せいびけいかく ひつよう とく にゅうしょしゃ にゅういんしや に一ず  
整備計画にこそ必要である。特に、入所者・入院者が、どのようなニーズ  
にゅうしょ にゅういん ていきてき に一ず はあく しゃかいてき  
があって入所・入院しているのか、定期的にそのニーズを把握し、社会的  
にゅうしょ にゅういん けいげん はか  
入所・入院の軽減を図らなければならぬ。

## けつろん (結論 2)

ちいきいこう ぶろぐらむ にゅうしょしゃ にゅういんしや みづか えら ぜんてい  
地域移行のプログラムは、入所者・入院者が自ら選ぶことを前提とし、  
にゅうしょしゃ にゅういんしや けんりようごし すてむ どうじ せいび  
入所者・入院者の権利擁護システムが同時に整備されるべきである。また、  
ぶろぐらむ にゅうしょしゃ にゅういんしや あ いってい ぶろぐらむ ちいき  
プログラムに入所者・入院者が合わせ、一定のプログラムを経なければ地域  
いこう ここじん じょうきょう あ さくせい ひつよう  
移行できないものではなく、個々人の状況に合わせ作成することが必要であ  
る。

とく ちようきにゅうしょしゃ にゅういんしや かんきょう ほんにん おお えいきょう  
特に長期入所者・入院者は、それまでの環境が本人に大きな影響を  
あた ばあい ほんにん じょうきょう ふ こべつ ぶろぐらむ ひつよう  
与えている場合があり、本人の状況を踏まえた個別のプログラムが必要である  
ぶろぐらむ もくてき しせつ びょういん しょくいん すいこう  
。なお、プログラムは、その目的からも、施設や病院の職員だけで遂行す  
こじん がいぶしや かか すす しく ひつよう  
るのではなく、個人ごとに外部者が関わりながら進める仕組みが必要である。

## けつろん (結論 3)

ちいきいこう すいしん うえ ぶろぐらむ たいしょ にゅうしょしゃ にゅういんしや かぎ  
地域移行を推進する上で、プログラムの対象は、入所者・入院者に限らず、  
しせつ びょういん しょくいん ひつよう せんもんせい い ちいきせいかつしえん  
施設・病院の職員にも必要であり、専門性を活かした地域生活支援へ  
してん てんかん ひつよう おも の視点の転換が必要と思われる。

## けつろん せつめい (結論 1—説明)

たいしょ たいいん む とりく じゅうよう ぐたいてき きげん すうちもくひょう  
退所・退院に向けた取り組みは重要だが、その具体的な期限や数値目標は、  
にゅうしょしゃ にゅういんしや かいてんど あげんしょまね きげん すうち  
それだけでは入所者・入院者の回転ドア現象を招きかねない。期限や数値  
もくひょう ちいき しげんせいびけいかく ひつよう りょうしゃ せいごうせい  
目標は、地域での資源整備計画にこそ必要であり、両者が整合性をもつて  
れんどう ひつよう 連動する必要がある。

にゅうしょしゃ にゅういんしや に一ず にゅうしょ にゅういん  
もちろん、入所者・入院者が、どのようなニーズがあつて入所・入院し  
ていきてき に一ず はか ひつよう しゃかいてきにゅうしょ にゅういん  
ているのか、定期的にそのニーズを図る必要があり、社会的入所・入院の  
けいげん めざ さい しせつ びょういんかんけいしゃ  
軽減を目指さなければならない。その際、施設・病院関係者だけでなく、  
がいぶしや ちいきせんしや ぴあ じりつせんきょうざかい しみん たちば もの  
外部者(地域支援者、ピア、自立支援協議会、市民などさまざまな立場の者)

さんが参加できる仕組みを作ることは、安易な入所・入院を避けるためにも重要である。

自治体の障害福祉計画等で掲げられた地域移行者目標数値に関しては、地域支援サービス整備の目標数値とともに一定の達成義務は必要だが、施設や病院から住まいを移行しただけで終るものではないため、地域での生活実態の把握や支援状況の検証を移行後も行なうべきである。

## (結論2－説明)

地域移行のプログラムは、障害者の意志や決定を確認し、それを実現するためのものであり、入所者・入院者が自ら選ぶことを基本としたものである。従って、入所者・入院者の権利擁護システムが同時に整備されるべきである。また、ステップ型のプログラムに入所者・入院者が合わせ、一定のプログラムを経なければ地域移行できないものではなく、個別に作成されたものが必要である。

なお、長期入所者・入院者への対応は重要な課題である。特に、それひとのひとたちは、地域での生活がイメージできにくい。さらにあきらめや無気力から、自分の意見を表明するのに時間がかかるなどの施設症に陥っている人にとくは、特に本人の思いに寄り添った個別のプログラムが必要である。その目的からも、施設や病院の職員だけで遂行するプログラムではなく、個人ごとにがいぶしやかか外部者が関わりながら進める仕組みが必要である。現行の「地域移行支援事業」の実績ならびに評価を通じて、それを制度として昇華させていくことも必要と考える。

## (結論3－説明)

施設・病院の職員がその専門性を地域支援に活かしていくことも、地域移行を推進していく上で求められることになる。その際には、職員にも一定の移行プログラムが必要である。支援のあり方について、視点の転換が必要と思われるからである。

(4) 地域移行を進めるためのピアサポートや自立体験プログラムなどについて

## けつろん (結論 1)

ピアのもつ力は大きく、重要な人的資源である。入所者・入院者の意志や希望を聴くコミュニケーション過程での支援力やノウハウは有効である。安価な支援としてピアサポートをとらえるのではなく、ピアを地域移行推進のための重要な人的資源と位置づけ、その育成と報酬等に係る財源を確保すべきである。

## けつろん (結論 2)

地域移行に向けた体験プログラムには、さまざまな選択肢が必要で、施設・病院と地域支援者等の連携のもとで進めるべきである。そのプログラムには、まず施設・病院から外出したり、地域での生活を楽しむ体験をするなどしながら、自分の地域生活をイメージする期間も必要であり、そのため、地域の福祉サービスも利用できる仕組みが必要である。なお、経済的に困難な入所者・入院者にはその費用を助成する仕組みが不可欠である。

## けつろん (結論 1－説明)

ピアのもつ力は大きく、重要な人的資源である。入所者・入院者の意志や希望を聴くコミュニケーション過程で、ピアならではの支援力やノウハウは有効である。たとえば、長期入所者・入院者は、地域での生活がイメージできにくい。さらに自らの希望を表明することができない、あきらめてしまっているなどの施設症に陥っている人には、本人の思いに寄り添った個別のプログラムが必要で、その働きかけにはピアサポートの協力が重要である。また、地域移行の過程で、本人の意志を無視したり、支援側のプランを押し付けたりしないよう、入所者・入院者に対して個別に、権利擁護サポートなどが配置されるのも有効で、そのサポートーをピアが担うこともあり得る。この場合、権利擁護サポートーの独立性が重要となる。

いずれにしても、安価な支援としてピアサポートをとらえるのではなく、ピアを地域移行推進のための重要な人的資源と位置づけ、ピアサポートーの育成ならびに地域移行支援活動に対する至当な報酬等の財源を確保すべきである。

## けつろん (結論 2－説明)

地域移行に向けた体験プログラムには、さまざまな選択肢が必要で、施設・病院と地域支援者等の連携のもとで進めるべきである。その体験

プログラムには、まず施設・病院から外出したり、地域での生活を楽しむ体験をするなどしながら、自分の地域生活をイメージする期間も必要である。そのため、地域の移動支援等の福祉サービスを利用できる仕組みが必要である。また、蓄えもなく、経済的に困難な入所者・入院者にはその費用を助成する仕組みが不可欠である。

(5) 長期入院・入所の結果、保証人を確保できず地域移行が出来ない人への対応としての公的保証人制度について

(結論)

保証人がいないために住居が確保できない入所者・入院者にとって、公的保証人制度は必要であり、自治体が保証人となるべきである。なお、住居確保以外の場合、公的とは言っても、機械的に担うのではなく、地域支援の一部として位置づけ、障害者の生活状況を知る人が担う保証人制度が望ましい。

(結論一説明)

保証人が不在のために住居が確保できない入所者・入院者にとって、公的保証人制度は必要である。住居の確保のためには自治体が保証すべきである。

住居確保以外にも保証人が求められる場合は、公的とは言っても、全く関わりのない第三者が機械的に担うのではなく、さまざまな地域支援の一部として位置づけ、障害者の生活状況を知る人が担う保証人制度が望ましい。ただし、その際には、保証人が障害者の生活管理として、生活に何らかのコントロールを与えることがないよう、障害者が不服を申し立てられるような仕組みが同時に必要である。

(6) 地域移行をする人に必要な財源が給付されるような仕組みについて

## けつろん (結論)

ちいきいこう ともな けいざいてき しえん ひつよう にゅうしょしゃ にゅういんしゃ たと  
地域移行に伴い、経済的な支援が必要な入所者・入院者については、例  
しんきよ にゅうきょときとう ひょうとう しえん しく じゅうよう  
えば新居への入居時等にかかる費用等を支援する仕組みは重要である。こ  
ざいたく ひとりぐ ぐる一ふほ一むとう いこう しょうがいしゃ  
れは、在宅から一人暮らし、グループホーム等に移行する障害者についても  
どうよう  
同様である。

## けつろん せつめい (結論一説明)

ちいきいこう ともな けいざいてき しえん ひつよう にゅうしょしゃ にゅういんしゃ たと  
地域移行に伴い、経済的な支援が必要な入所者・入院者については、例  
しんきよ にゅうきょときとう ひょうとう しえん いこうそくしん はか  
えば新居への入居時等にかかる費用等を支援することは、移行促進を図る  
じゅうよう  
ためには重要である。

ざいたく ひとりぐ ぐる一ふほ一むとう いこう しょうがいしゃ  
ただし、在宅から一人暮らし、グループホーム等に移行する障害者につい  
どうよう しく ひつよう ちいきせいかつしょんさ一びす  
ても同様の仕組みが必要であるので、地域生活支援サービスのひとつとして  
いち しせつ にゅういん へ ちいきせいかつもでる できあ おそ  
位置づけないと、施設・入院を経た地域生活モデルが出来上がってしまう恐れ  
がある。

### :(7) 地域移行における入所施設や病院の役割、機能について

## けつろん (結論1)

にゅうしょしせつ びょういん ちいきせいかつ たんじゅん たいりつじく やくわり きのう ろん  
入所施設や病院と地域生活を単純に対立軸とし、その役割、機能を論  
だとう げんじつてき かんが とく のうみつ いりょう  
することは妥当ではなく、また、現実的ではないと考える。特に、濃密な医療  
に一す けいぞくべき ひと かか ぎろん せっそく けつろん もと  
ニーズが継続的にある人たちに係わる議論は、拙速に結論を求めるこの  
じゅうぶん ぎろん ひつよう  
ないよう、充分な議論が必要である。

## けつろん (結論2)

にゅうしょしせつ びょういん にゅうしょ にゅういん ちょうきか さ こべつしょんけいかく  
入所施設や病院は、入所・入院の長期化を避けるための「個別支援計画」  
じゅうじつ せいふていねつと にゅうしょ にゅういんに 一す たいおう  
を充実させるとともに、セイフティネットとしての入所・入院ニーズに対応  
ほんらい せんもんてき しょんきのう ていきょう いっぽう ちいきせいかつ む しょん  
できる本来の専門的な支援機能を提供する一方、地域生活に向けた支援を  
きょうか 強化すべきである。

## けつろん せつめい (結論1-説明)

にゅうしょしせつ びょういん ちいき く しょうがい ひと なん りゆう ちいき  
入所施設や病院は、地域で暮らす障害のある人たちが何らかの理由で地域  
せいかつ た じょうきょう おちい とき ひつよう おう りょう しゃかいしげん  
生活に耐えられない状況に陥った時に、必要に応じて利用する社会資源で

あり、専門的知識と技術をもった支援（病院の場合は必要な治療）や環境を提供する社会資源である。

## （結論2－説明1）

入所・入院の長期化を避けるために、施設・病院で支援の計画を作成する際には、入所時・入院時から相談支援機関等と連携した「退所・退院を目指した個別支援計画」とする。また、セイフティネットとしての入所・入院ニーズを支援に結びつけるために、本来の専門的な支援を提供する一方、地域生活に向けた支援を開始すべきである。

## （結論2－説明2）

地域に家族支援、緊急一時支援、高齢障害者支援、強度行動障害や地域との摩擦を起こしやすい人たちへの支援、地域医療等が地域に用意されることが必要であるが、施設や病院が、地域の支援機関と十分に連携できる体制を整えることも専門機関としての役割である。

## （結論2－説明3）

障害が重い人であっても、基本として、その人の「人生」が施設や病院の中のみで完結することはあってはならない。地域でその人らしい暮らしを送るための専門的支援に向けた、職員の研修や意識改革は必須である。

## （結論2－説明4）

地域移行において施設や病院に期待される役割には、入所・入院のあり方、入所・入院環境などの見直しも含まれる。適正な手続きによる施設・病院への入所・入院であることは、地域移行推進と関係する重要な要件である。その上で、施設や病院は、質の高い専門的支援・医療を提供する機関としての機能強化が求められるべきである。

## （結論2－説明5）

施設や病院への入所・入院の必要性を見極める場が必要である。例えば、精神科病院への休息入院にみられるように、生活場面から離れてゆっくり静かに休める環境があれば入院せずに済む人が少なくない。ショートステイやレスバイトサービスにバリエーションをもたせ、精神障害者が気軽に使えるものにすることで入院が必ずしも必要でなくなる人もいる。また、重症・重度障害者についても、地域で医療的ケアが身边に受けられる場があり、それが家庭的なサイズである場合の方が安定した体調を維持

すく  
できることも少なくない。

このように、入所施設や医療施設でなければならないかどうか、定期的に  
そのニーズを図りながら個別支援計画を更新することが必要である。

いずれの場合でも、入所者・入院者が利用しやすい権利擁護システムが  
不可欠であるが、重度者であっても本人の意志を聞きながら進めることが  
じゅうよう  
重要である。

### (結論2－説明6)

せいしんかいりょう にゅういんちゅうしん ちいき せいかつしょん れんけい ちいき  
精神科医療は入院中心ではなく、地域での生活支援と連携をし、地域の  
なか せいしんかいりょう ていきょう そんざい てんかん はか ちいきいこう  
中で精神医療を提供する存在へと転換を図るべきである。地域移行を  
すいしん てきせい てつづ にゅういん かた けんとう もと  
推進するうえでも、適正な手続きによる入院のあり方の検討も求められる。

## 2. 社会的入院等の解消

### (1)多くの社会的入院を抱える精神科病床や入所施設からの大規模な 地域移行を進めるための特別なプロジェクトについて

#### (結論)

ちいき しえんさーびす じゅうそうてき こうちく かんよう くに  
地域での支援サービスを重層的に構築することが肝要であるので、国が  
とくべつぶろじえくと よさん かくほ じゅうよう たと ちいききばん  
特別プロジェクトとして予算を確保することが重要である。例えば、「地域基盤  
せいび せんりやく いっていきかんしゅうちゅううべき くに しゅどう とく  
整備〇〇ヵ年戦略」のように、一定期間集中的に国が主導し取り組むこと  
かんが  
が考えられる。

#### (結論一説明)

しゃかいてきにゅうしょ にゅういん かいしよう すす くに しさく  
社会的入所・入院の解消がこれまで進んでこなかったのは、国の施策  
ちいきしげん ます しょとくほしょう ふび こくみん いしき かぞく かいごとう  
と地域資源の貧しさや所得保障の不備、国民の意識、それゆえ家族の介護等  
いぞん ちいき くら けんり しょうがいしゃほんにん つた  
に依存してきたこと、そして、地域で暮す権利を障害者本人にも伝えられな  
りゆう げんざい ちいき く ちいき  
かったことなどが理由といえる。また、現在は地域で暮らしていても、地域で  
せいかつ つづ しせつ びょういん せいふていねつと たよ  
生活し続けられなくなると、施設や病院をセイフティネットとして頼らざる  
えを得ない。

ちいき しえんさーびす じゅうそうてき かんよう  
なによりも、地域での支援サービスを重層的にすることが肝要であるので、  
くに せきにん とくべつぶろじえくと よさん かくほ じゅうよう  
国の責任として特別プロジェクトとしての予算を確保することが重要である。

たとえれば、「地域基盤整備〇〇カ年戦略」のように、一定期間集中的に国が主導し取り組むことである。同時に、障害者であっても地域でその人らしく生きる存在（「地域で暮らす権利がある生活の主体者」）であることを、住民が理解するための取り組みとしての特別なアクションが必要である。また、特区制度を設け、住民を巻きこんで地域性を活かした取り組みも有効である。

(2) 現実に存続する「施設待機者」「再入院・入所」問題への取り組みについて

(結論1)

施設待機者は、全てが真に施設入所の必要な者とは言えない。障害福祉計画等で、単純に施設待機者数を施設設置の根拠とすることは妥当ではない。待機者は、さまざまな福祉サービス利用の待機者であるとの視点に立ち、具体的な地域基盤の整備を進めることが必要である。

(結論2)

再入所・再入院についても、障害者本人の問題としてのみ捉えるではなく、地域支援の不足・不備からくるものとして検証し、再び地域移行にむけて支援を行うことが必要である。

(結論1－説明)

施設待機者は、地域における支援の貧しさから生まれてくるもので、すべての人が真に施設入所の必要な者とは言えない。また、待機者としてカウントされた障害者の、施設に頼らざるを得ないそのニーズは分析されてはいない。待機者はさまざまな福祉サービス利用の待機者である。よって、施設待機者が施設ニーズとして取り上げられる根拠はない。

よって、障害福祉計画等で施設待機者数を施設設置の基準にしない。なぜ入所者が生まれるのかを分析し、そこに重点的に支援をつくることが都道府県・市町村の役割である。施設待機者を掲げる自治体は、施設待機者に対しても実態調査を実施し、真のニーズを把握するとともに、地域生活の継続希望者に対しては、速やかに取組むべき課題として、改善計画を策定すべきである。

(3) 「施設待機者」「再入院・入所」者への実態調査とそれらのニーズ把握  
の具体的な取り組みについて

(結論)

在宅調査とともに入所者・入院者実態調査も重要である。施設に求める機能、地域での支援の現状や課題等を把握する必要がある。その際には、障害の程度や状況に関わらず、障害者本人への聴き取りを行うことが重要である。

特に、全国的な調査として、地域性や地域間格差の把握が重要であり、国としての、地域支援のあり方に関わる貴重なデータとなり、地域移行に向けた取り組みの根拠となる。

(結論一説明)

在宅調査を行い、施設機能に求めるもの、地域での支援の現状や課題等を聴き取ることが必要である。その際には、障害の程度や状況に関わらず、障害者本人への聴き取りを行うことが重要である。

同時に、入所者・入院者実態調査も重要で、なぜ入所・入院に至ったのか、入所者・入院者の希望は何か、どのような退所・退院阻害要因があるのかを、分析することを国主導で行う。

全国的な把握、地域性の把握が、地域支援のあり方に関わる貴重なデータであり、地域移行に向けた取り組みの根拠となる。

(4) 上記の調査を具体的な施策に活かすためのシステムについて

(結論)

上記の調査結果を踏まえ、「地域基盤整備〇〇ヵ年戦略」(仮称)などを策定し、一定期間集中的に国が主導し取り組むことが必要となる。また、上記の調査を国の定期的な調査として位置づけることで、具体的な施策を検証し、効果的な施策を講じていくことが可能となる。

(5) スウェーデンでは 1990 年代 初頭の改革で一定期間以上の社会的  
入院・入所の費用は市町村が持つような制度設計にしたため、社会資源  
の開発が一挙に進んだ。我が国における同様の強力なインセンティブを  
もつた政策の必要性とその内容について

（結論）

何らかの政策的な仕組みは必要ではあるが、民間施設や民間病院に依存してきた我が国では、同様の取り組みは難しい面がある。  
しかしながら、障害福祉計画等の立案者である市町村・都道府県、特に事業者指定者である立場からも、社会資源開発のための戦略をその計画に盛り込むことは必要である。さらに国は、社会資源開発を、省庁を超えた広域事業として位置づけ推進することが求められる。いずれにしても、地域支援における予算の大大幅な増など、地域資源を飛躍的に増加することが強力なインセンティブになる。

# ほんさぎょうち一むほうこくたいぶかいいいんよおもいけん 本作業チーム報告に対して部会委員から寄せられた主な意見

## 1. 地域移行の支援、並びにその法定化

### (1) 「地域移行」とは何か

(結論 1に関して)

しょうがいしやここじんしみん みずかえらすあんしんく  
障害者個々人が市民として、自ら選んだ住まいでの「安心して」暮らすため  
せんもんてきいりょうふくそうごうてきさぽーとたいせいふかけつ  
に、専門的なかつ医療を含めた総合的なサポート体制が不可欠であり、  
さぽーとしつかくほじゅうよう  
サポートの質を確保していくことが重要である。

(結論 3に関して)

しせつびょういんふひつようはい ちょうきしゃかいてきにゅうしょにゅういん  
「施設や病院に不必要に入らない」というより、「長期の社会的入所・入院  
ふせひょうげんてきせつ  
を防ぐ」という表現が適切である。

(結論 3に関して)

しゅっしょじからだふじゆうとくいりょうみつせつかんけいしたいふじゆうじしゃ  
出生時から体の不自由さ、特に医療と密接に関係する肢体不自由児・者  
いりょうしせつそんざいいりょう  
にとって医療をともなう施設はなくてはならない存在である。医療をともな  
しせつちいきせいかつちいきせいかつきばんせいびじかんしえんふく  
う施設から、地域で生活するためには、地域生活の基盤整備(24時間支援を含  
む)とともに親や兄弟に対する支援が必要である。特に親が障害を受容し  
まえすすほんにんちいきせいかつうえひつよう  
て前に進むことが、本人が地域で生活する上で必要である。

### (3) 入所施設や病院からの地域移行に関して具体的な期限や数値目標、

#### プログラムなどについて

(結論 1に関して)

しゃかいてきにゅういんにゅうしょじったいけんさくじょうきょうだかいちいききらいそくしん  
社会的入院・入所の実体検索ならびに状況打開(地域への帰来促進)  
ぷらんにんぐちいきうさらしゃかいしげんせいびしつりょうたんぽたき  
のプランニング、地域受け皿(社会資源)の整備(質量の担保)と多岐にわたる

課題の追求が必要であり、総合福祉法(仮称)全体を貫くテーマとも言うべきものである。

### (結論 1に関して)

本来、障害福祉計画では、施設利用者に直接聞き取りをし、地域生活の意向調査などをし、目標を掲げて地域移行計画、施設定員削減計画を立てるべきである。

### (結論 1に関して)

地域生活の資源の充実が前提ではあるが、例えば、「入所施設から地域生活移行10ヵ年戦略」(仮称)を目標に、入所施設を段階的に小規模化(併せて定員〇〇以上の入所施設は認めない。計画的に定員を削減する計画を義務化)していくことが考えられる。その過程で、当事者の意見(入所当事者、家族)と国民的な論議のもとに入所施設を閉鎖していく方向性を見出していくことが可能になるのではないか。なお、障害者自立支援法施行時に論議した同一敷地内の問題も整理する必要がある。また、地域移行型ホームの検証と見直しも必要である。

## (5) 長期入院・入所の結果、保証人を確保できず地域移行が出来ない人への対応としての公的保証人制度について

### (結論に関して)

賃貸住宅の保証人を市町村が担うことは良いが、多くの障害福祉サービスを必要とする障害者の転入を拒否する自治体も現実にある。よつて、サービス利用が多く見込まれることを理由に保証人になることを拒否することを禁止する仕組みが必要である。

## (結論に関して)

車イス使用者が居住したことによって生じる壁や柱の損傷、スロープ設置跡などの原状回復費用を退去時に保障するか否かも、民間賃貸住宅の貸主が障害者にアパート等を貸すかどうかに大きく影響する。そのような原状回復費用が高額に達した場合には、自治体が負担することまでを含んだ保証人制度が必要である。これにより、障害者への民間賃貸住宅の貸し出し拒否はなくなるのではないか。

## (7) 地域移行における入所施設や病院の役割、機能について

### (結論2に関して)

住まいがどこであろうと、QOLを確保することが必要であり、4人部屋を解消し、1人部屋を原則とする必要がある（1部屋の定員基準を地方に任せなく、国が基準を定める）。また、高齢化対策を充実させるとともに、個別支援が必要な強度行動障害児者等の地域移行を進めるための基盤整備を実施する。グループホーム等での体験入居を拡大し、地域での生活の経験を増やしていく必要がある。なお、現行の障害程度区分による利用制限を撤廃する一方、有期限利用を原則とすることが大切である。そのためには、いわゆる「つなぎ法」によるサービス利用計画の対象拡大（入所者への適用）を積極的に推進、活用していくことが重要である。

## 2. 社会的入院等の解消

### (5) スウェーデンでは1990年代初頭の改革で一定期間以上の社会的入院・入所の費用は市町村が持つような制度設計にしたため、社会資源

の開発が一挙に進んだ。我が国における同様の強力なインセンティブを  
もった政策の必要性とその内容について

(結論に関して)

法的な裏付けをもった政府・自治体による施設・病院の減少計画といった  
強力な政策により、地域資源の整備・活用が進んでいくことも考えられる。